

論壇

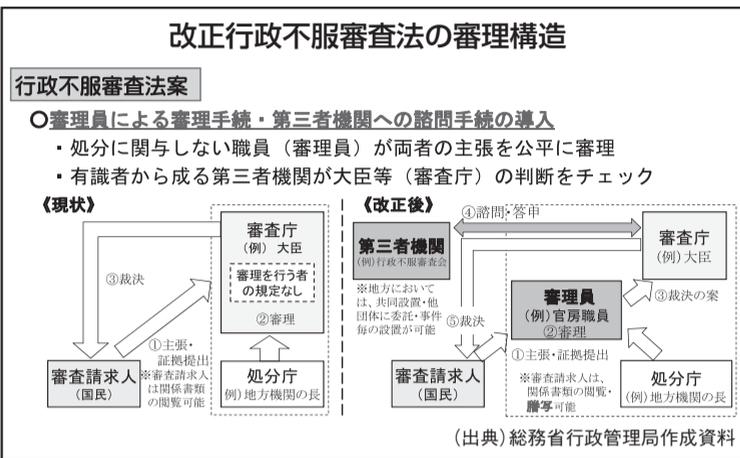
不服申立てに係る地方の
第三者機関への税理士の登用

はじめに

本年6月13日に全部改正法が公布された行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「改正審査法」という。)の国会審議において、衆議院及び参議院の各総務委員会でそれぞれ4項目にわたる附帯決議がなされている。かかる附帯決議

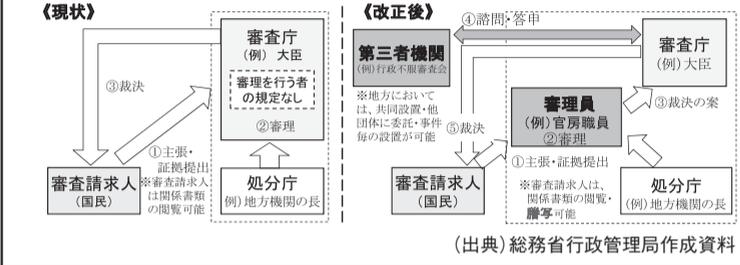
地方税に関する不服申立て

地方税に関する不服申立手続については、地方税法に規定される固定資産の価格に係る審査等の一部の例



行政不服審査法案

- 審査員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入
・処分に関与しない職員(審査員)が両者の主張を公平に審理
・有識者から成る第三者機関が大臣等(審査庁)の判断をチェック



は、図に示すように、処分に関与しない審査員が審理を担当し、有識者から成る第三者機関(国においては「行政不服審査会」、地方公共団体においては、執行機関の附属機関が置かれる。)による諮問・答申を経て(申立人が希望しない場合等は、諮問手続は不

要、審査庁による裁決がなされるものとされている。なお、地方税法に規定される固定資産の価格に係る審査については、固定資産評価審査委員会という第三者機関が既に設置されていることから、改正審査法上の第三者機関への諮問手続は適用されない。

国会審議の経緯

地方公共団体において新設される第三者機関が関与することとなる案件のうち、地方税法関係が約4割を占めると見込まれることが国会審議において明らかにされた。そこで、地方公共団体に置かれる第三者機関には税の専門家たる税理士を有識者として登用すべき、との提案がなされた*1。これに対して、上村進政府参考人(総務省行政管理局長)は、以下のとおり答弁している*2。

「今回の改正法案につきましては、地方公共団体に置かれる第三者機関の組織運営は条例または規約で柔軟に定めることとしております。したがって、委員の人選につきましては、不服申立ての件数、それから諮問が多く見込まれる分野、こういうものに応じて、任命権者において判断

されることとなります。御指摘の地方公共団体に置かれる第三者機関への諮問件数でございますが、まさしく、地方税関係が約4割と非常に多い割合を占めると想定してございます。そうした観点からしますと、任命権者の判断で、御指摘のありました税理士等、税の専門家を委員に選任することは十分に想定されることだと思っております。

総務省といたしましては、このように、第三者機関の委員につきましては、条例等に基づきまして、柔軟に、各任命権者がそれぞれの諮問が見込まれる案件等に依りて選任することが適当である。こうした趣旨につきましては、今後、法案が通りました後の話でございますけれども、施行通知等によりまして、各団体に

附帯決議の趣旨

衆議院及び参議院の各総務委員会でなされた附帯決議のうち、本稿に係る箇所を以下に引用する(傍線筆者)。

行政不服審査法案に対する附帯決議(平成26年5月20日 衆議院総務委員会)(抄)
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一 今回導入される第三者機関及び審査員制度の運用に当たっては、権利利益の救済に資するよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること。

ここで「税理士」と具体的に記述されていないが、上述の国会審議の経緯からすれば、「申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材」が税理士を念頭に置いたものであることは明らかである。

判官への登用の拡大が図られており、平成26年7月10日現在、民間専門家から登用された国税審判官の在籍者数は、事件を担当する審判官の半数に相当する50名(このうち、税理士は15名)に達している*3。税理士は、国税審判官への登用の実績を持ち、全国の各地域に総勢7万4千人以上を擁している。改正審査法施行後は、地方公共団体の不服申立ての諮問機関たる第三者機関において、各地域の税理士が有識者委員として積極的に登用され、適正な審理に貢献することが期待される。

上掲の上村政府参考人の答弁にあるように、地方公共団体に置かれる第三者機関の委員は、各団体の条例等に基づいて、各任命権者が選任することとなる。改正審査法の施行期日は、平成28年4月となることが見込まれるので*4、今後2年弱の間において、各地方公共団体に対して、第三者機関への税理士の登用に向けた働きかけが必要となる*5。

「この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」(改正審査法附則1本文)

「国税審判官(特定任期職員)の採用状況」『税理士界』1318号3頁。

「改正審査法の施行期日は、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」(改正審査法附則1本文)と規定されているので、平成28年度から新制度に移行するものと思われる。

年6月5日 参議院総務委員会(抄)
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
三 有識者から成る第三者機関及び審査員制度の運用に当たっては、権利利益の救済に資するよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるような格段の配慮を行うこと。

今も申し上げました。このため、第三者機関の委員には、税の専門家としての地域の税理士の能力活用、こうしたことが重要であると思っておりますが、この検討について考えるべきだと思っておりますが、いかがでありましようか。」と質問している(衆議院会議録 第186回国会 総務委員会 第21号平成26年5月15日(木曜日)参照)。また、平成26年5月8日に開かれた衆議院総務委員会において、西野弘一議員も同旨の質問をしている(衆議院会議録 第186回国会 総務委員会 第19号(平成26年5月8日(木曜日)参照)。

「改正審査法の施行期日は、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」(改正審査法附則1本文)と規定されているので、平成28年度から新制度に移行するものと思われる。



青木 文 【神田】

おわりに
国税不服審判所では、すでに、民間専門家の国税審

判官への登用の拡大が図られており、平成26年7月10日現在、民間専門家から登用された国税審判官の在籍者数は、事件を担当する審判官の半数に相当する50名(このうち、税理士は15名)に達している*3。税理士は、国税審判官への登用の実績を持ち、全国の各地域に総勢7万4千人以上を擁している。改正審査法施行後は、地方公共団体の不服申立ての諮問機関たる第三者機関において、各地域の税理士が有識者委員として積極的に登用され、適正な審理に貢献することが期待される。

上掲の上村政府参考人の答弁にあるように、地方公共団体に置かれる第三者機関の委員は、各団体の条例等に基づいて、各任命権者が選任することとなる。改正審査法の施行期日は、平成28年4月となることが見込まれるので*4、今後2年弱の間において、各地方公共団体に対して、第三者機関への税理士の登用に向けた働きかけが必要となる*5。

「この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」(改正審査法附則1本文)と規定されているので、平成28年度から新制度に移行するものと思われる。